

農業経営基盤強化の促進に関する

基本的な構想

平成6年3月

(改正：平成13年3月)

(改正：平成19年3月)

(改正：平成22年6月)

(改正：平成26年9月)

(最終改正：令和2年11月)

阿南市

《 目 次 》

第1	農業経営基盤強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目 標とすべき農業経営の指標	11
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積 に関する目標、その他農用地の利用の改善に関する事項	14
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	15
第6	その他	27
別紙1	(第5の4の(1)⑥関係)	28
別紙2	(第5の4(2)関係)	29

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標

- 1 本市は、那賀川・桑野川下流域に位置し、広い沖積平野と恵まれた気象条件を活かし、早期水稲を中心に施設園芸「きゅうり」、「すだち」、「みかん」、「チンゲンサイ」、「いちご」等が盛んで、「しいたけ」や「洋ラン」等の花き栽培も行われています。また、露地野菜では水稲との複合経営品目として「トンネル洋にんじん」、「ブロッコリー」が栽培されています。

今後は、特に施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手農家を中心に導入し、地域として産地化を図ることとします。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集積的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指します。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めます。

- 2 本市の農業構造については、昭和30年代から製紙工場の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加傾向にありますが、近年、一層の兼業の深化により土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化しています。また、こうした中で農地に対する意識は、全般的に財産保有としての意識が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は進展をみないまま推移してきましたが、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速な農地の流動化が進む可能性が高まっている状況にあります。

- 3 本市では、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することに努めます。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね470万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。

- 4 本市は、将来阿南市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助成することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施します。

まず、本市は、農業協同組合、農業委員会、農業支援センター等が十分な相互の連携の下で適切な指導を行うため、本市地域担い手育成総合支援協議会の活用を図り、集落段階における農業の将来展望と、それを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進します。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の地域担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示、経営、分析等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択、判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるように誘導します。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している農業委員会を核とした認定農業者の掘り起こし活動を一層強化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進めます。

また、農地の流動化に関しては、既に西部中山間地域にあるJAアグリあなんハウスすだち部会で行われている集団的土地利用を範とし、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連坦化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努めます。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指します。

また、人・農地プランの実行や地域での話し合いを進めるにあたっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行います。特に認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組むことができるよう指導助言を行います。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合を窓口とするシステム化を構築し、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となった農業経営の規模拡大に努めるとともに、併せて集約的な経営展開を助成するため、農業支援センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進します。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図ります。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要であると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業法人をいう。）等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレー

ターの育成や受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図ります。

他方、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の推進や農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農の組織化・法人化に当たっての会議等への参加や地域農業への参加・協力を促進します。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者に限らず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととします。特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の指導による農用地利用の認定農業者への集積をはじめ、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとします。

更に、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施が農業者の経営発展に資するよう事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行うものとします。

- 5 市は、平成17年4月に設置した本市担い手育成総合支援協議会において、農業経営改善計画の認定を受けた農業者、組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農作物生産部会ごとの研修会を開催します。

特に、企業的経営感覚に優れ、経営改善意欲がある農家には、その熟度に応じ法人形態への移行を支援するため、適切な資金計画による施設への投資を図るため、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修や適切な指導が図られるよう努めます。

また、水稻単作からの脱却を図ろうとする東部地域においては、新規の集約的作目の導入を図るため、市場関係者やJA全農とくしま園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する適切な指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努めます。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

- (1) 新規就農の現状

本市の令和元年度の新規就農者は11人であり、やや増加傾向にあるが、従来からの基幹作物である早期米、施設園芸等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくた

め、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとします。

ア 育成・確保すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する40代以下の農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や徳島県農業経営基盤強化促進基本方針を踏まえ、本市においては年間10人の当該青年等の確保を目標とします。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で10増加させます。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得280万円程度）を目標とします。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要です。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については地域連携推進員、農業協同組合、農業支援センター等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 平坦地域

従来からの基幹作物である早期米のほか、きゅうり、いちご等の園芸を組み合わせる新たに農業経営を営もうとする青年等の受入れを重点的に進め、農業協同組合、農業支援センター等と連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにします。

イ 中山間地域

新規就農施策を重点的に推進する地区とし、施設野菜栽培の実践的講義の実施や先進地視察・研修等、青年層が意欲を持って営農できる環境を整え、将来的に産地を強化できるような担い手の育成における取り組みを一体的に進めていきます。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりです。

(農業経営の指標例)

営農類型	経営規模	生産方式	生産・経営管理の方法等	適用地域
水 稲	水稻 10ha 粗収益 10,614,500円 所得 3,763,100円 総労働時間 281h 家族労働 2.5人	<資本装備> トラクター ハロー 田植機 コンバイン 乾燥機 糶摺り機 軽トラ	・ 水稻は作期・品種を組み合わせることで労力の分散を図る。 ・ 利用権設定、作業受託等により経営の拡充を図る。 作業受託（代掻き、田植、収穫） 各300a	平坦地域
水 稲 ＋ ブロッコリー	水稻 9ha ブロッコリー 30a 粗収益 10,725,000円 所得 4,362,700円 総労働時間 3,093h 家族労働 2.5人	<資本装備> （中型機械化一貫体系） トラクター 自脱型コンバイン 循環型乾燥機 田植機	・ 水稻は昨期・品種を組み合わせることで労力の分散を図る。 ・ ブロッコリーは労力の分散を図るため計画的な作付を行う。 ・ 利用権設定、作業受託等により経営の拡充を図る。	平坦地

営農類型	経営規模	生産方式	生産・経営管理の方法等	適用地域
トマト + 水 稻	トマト 35a 水稲 1.2ha 粗収益 20,279,000円 所得 6,762,400円 総労働時間 6,200h 家族労働 2.5人	<資本装備> ハウス施設 暖房施設 防除機 田植機 トラクター コンバイン	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲は昨期・品種を組み合わせることで労力の分散を図る。 ・利用権設定、作業受託等により経営の拡充を図る。 ・施設に係る軽作業について、パート雇用従事者の確保 	平坦部
いちご + 水 稻	いちご 35a 水稲 1ha 粗収益 17,859,500円 所得 4,525,500円 総労働時間 6,406h 家族労働 3人	<資本装備> ハウス施設 トラクター 防除機 予冷库 管理機 電照施設 軽トラック 高設プラント コンバイン 田植機 雨除け育苗施設 暖房機	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫調整作業の軽減 ・夏期育苗作業の軽減 ・水稲は作期・品種を組み合わせることで労力の分散を図る。 ・利用権設定、作業受託等により経営の拡充を図る。 ・施設に係る軽作業について、パート雇用従事者の確保 ・高設栽培で作業の省力化を図る。 	平坦部

営農類型	経営規模	生産方式	生産・経営管理の方法等	適用地域
きゅうり	きゅうり <冬春型> 20a <夏秋型> 5a 計 25a 粗収益 14,992,500円 所得 3,813,800円 総労働時間 4,233h 家族労働 3人	<資本装備> ハウス施設 暖房機 自動換気装置 動力噴霧機 軽トラ	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫調整作業の軽減 ・整枝方法を改良し労働の軽減 	平地部
洋にんじん + 水 稻	洋にんじん 3ha 水 稻 3ha 粗収益 21,185,000円 所得 3,840,000円 総労働時間 2,370h 家族労働 3.5人	<資本装備> 田植機 トラクター コンバイン 動力噴霧機 播種機 軽トラック 洗浄機 土寄せ機 収穫機 選果機 管理機	<ul style="list-style-type: none"> ・洋にんじんは、地域に適合する品種を選定し、計画的な出荷と労力の分散により面積拡大を図る。 ・トンネルの大型化による前進出荷と生産安定、作業環境の改善を図る。 ・水稲は、作期、品種を組み合わせることで労力の分散を図る。 ・利用権設定、作業受託等により経営の拡充を図る。 	平坦部

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法等	適用地域
シンビジウム	シンビジウム 45a 粗収益 19,305,000円 所得 4,346,500円 総労働時間 9,293h 家族労働 4人	<資本装備> ハウス施設 温風加温機 換気装置 自動灌水装置 ラップ機	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷期間を長期化する等周期的な出荷 ・優良系統への転換 ・計画的出荷安定販売 ・投資額、経営費が高額なため、省力・低コスト化 ・経営の計数管理 	平坦部
ハウスみかん＋ハウスすだち	早期加温 20a 普通期加温 20a 12月加温 (すだち) 20a 計 60a 粗収益 23,269,000円 所得 3,779,000円 総労働間 3,080h 家族労働 3人	<資本装備> ハウス施設 動力噴霧機 暖房機 換気施設 軽トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> ・優良系統への転換 ・計画的出荷安定販売 ・低樹高栽培による労力軽減 ・加温開始時期と設定温度を変えることで労力分散を図る。 	平坦部 中間部

営農類型	経営規模	生産方式	生産・経営管理の方法等	適用地域
肉用牛 交雑種 肥育	常時飼養頭数 200頭 年間出荷頭数 126頭 粗収益 74,470,000円 所得 4,445,000円 総労働時間 4,280h 家族労働 2人	<資本装備> 畜舎 堆肥舎 格納庫 ショベル 貨物自動車 飼料タンク フォークリフト 飼料攪拌機 換気扇 給水機	<ul style="list-style-type: none"> ・家族防疫、衛生対策の徹底 ・稲作農家と連携し、稲わらと堆肥交換を図る。 ・追込式牛舎による省力管理 ・防暑、防寒対策の徹底によるコスト削減 ・大型機械の共同化によるコスト低減 ・共同作業による過重労働の防止 ・優良素牛の確保 ・肥育早期に粗飼料を十分給与する。 	土地条件 に制約の 少ない平 坦地、緩 傾斜地
肉用牛 専用種 肥育	常時飼養頭数 200頭 年間出荷頭数 120頭 粗収益 96,000,000円 所得 5,020,000円 総労働時間 7,000h 家族労働 2人	<資本装備> 畜舎 堆肥舎 格納庫 ショベル 貨物自動車 飼料タンク フォークリフト 飼料攪拌機 換気扇 給水機	<ul style="list-style-type: none"> ・家族防疫、衛生対策の徹底 ・稲作農家と連携し、稲わらと堆肥交換を図る。 ・追込式牛舎による省力管理 ・防暑、防寒対策の徹底によるコスト削減 ・大型機械の共同化によるコスト低減 ・共同作業による過重労働の防止 ・優良素牛の確保 ・肥育早期に粗飼料を十分給与する。 	土地条件 に制約の 少ない平 坦地、緩 傾斜地

各営農類型毎の共通事項

課 題	農業従事の態様等
安定的・持続的な 経営展開	<ul style="list-style-type: none"> ・経営管理の熟度に応じて法人化し、経営の安定と強化に努める。 ・経営委譲を円滑に行い、経営の持続性・安定性を確保する。 ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。
適正な労務管理	<ul style="list-style-type: none"> ・労務管理や報酬配分が適正に行われるよう努める。 ・構成員各員においても組織内の役割、専門分野の能力向上に努める。
個性ある経営展開	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告を行う。 ・労働時間、作業内容等についても記録し、経営改善の手がかりとする。 ・記帳の結果を計画的な作付け、労働配分に生かす。 ・家族経営協定の締結に基づき給料制を導入する。
労働生活環境の改 善	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関連法等の趣旨を遵守し、近代的な労働環境の整備に努める。 ・健康診断の受診、社会保険への加入等従事者の福利厚生に努める。 ・農業機械、農薬の使用等、安全衛生の知識の向上に努める。 ・複式簿記記帳、経営管理のための労力も労働時間に含めて、家族労働者への適正な労働報酬の支給を行う。 ・定休制の導入を進める。
過重労働からの解 放	<ul style="list-style-type: none"> ・農繁期には、ファームサービス事業体の活用や、作業量に見合う雇用従事者を臨時的に雇い入れるなど、過重労働の防止に努める。また、単に労働力補完にとどまらず、作業の効率化の有効な手段として積極的に取り入れ、規模拡大と経営強化を図る。 ・省力化のための機械、装置等の整備を進める。
地域社会との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の実態に応じて地域内の他経営体へ労働力を供給し、地域内の労働需給バランスを図りながら所得の向上に努める。
健康でゆとりのあ るライフスタイル の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・農閑期の長期休暇による心身のリフレッシュや、ゆとりの創出等農家の良さを生かした楽しみとゆとりのある生活の実現を目指す。 ・地域特産物や自家生産物を活かして、豊かな食生活の実現に努める。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりです。

(農業経営の指標例)

営農類型	経営規模	生産方式	生産・経営管理の方法等	適用地域
ハウスきゅうり	きゅうり 20a 粗収益 11,200,000円 所得 2,390,000円 総労働時間 3,748h 家族労働 1.5人	<資本装備> ハウス施設 暖房機 動力噴霧機 管理機 軽トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的作付け、労働配分 ・自動化、機械化による労働時間の軽減 ・低コスト栽培による安定した経営の確立 ・作業分担を決めることにより、個々人の負担を軽減 	平地部
いちご	いちご 20a 粗収益 9,600,000円 所得 3,180,000円 総労働時間 3,500h 家族労働時間 1.5人	<資本装備> ハウス施設 防除機 予冷库 電照施設 軽トラック 高設プラント 雨除け育苗施設 暖房機	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫調整作業の軽減 ・夏期育苗作業の軽減 ・施設に係る軽作業について、パート雇用従事者の確保 ・高設栽培で作業の省力化を図る ・ブランド化による収入の増加 	平坦部

営農類型	経営規模	生産方式	生産・経営管理の方法等	適用地域
チンゲンサイ	チンゲンサイ 20a 粗収益 12,000,000円 所得 3,506,000円 総労働時間 3,960h 家族労働 1.5人	<資本装備> パイプハウス 動力噴霧機 小型管理機 軽トラック 乗用トラクタ	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的作付け、労働配分 ・周年栽培及び低コスト栽培による経営の安定化 ・機械化による労働時間の軽減 	中山間

各営農類型毎の共通事項

課 題	農業従事の態様等
安定的・持続的な経営展開	<ul style="list-style-type: none"> ・経営管理の熟度に応じて法人化し、経営の安定と強化に努める。 ・経営委譲を円滑に行い、経営の持続性・安定性を確保する。 ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。
適正な労務管理	<ul style="list-style-type: none"> ・労務管理や報酬配分が適正に行われるよう努める。 ・構成員各員においても組織内の役割、専門分野の能力向上に努める。
個性ある経営展開	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告を行う。 ・労働時間、作業内容等についても記録し、経営改善の手がかりとする。 ・記帳の結果を計画的な作付け、労働配分に生かす。 ・家族経営協定の締結に基づき給料制を導入する。
労働生活環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関連法等の趣旨を遵守し、近代的な労働環境の整備に努める。 ・健康診断の受診、社会保険への加入等従事者の福利厚生に努める。 ・農業機械、農薬の使用等、安全衛生の知識の向上に努める。 ・複式簿記記帳、経営管理のための労力も労働時間に含めて、家族労働者への適正な労働報酬の支給を行う。 ・定休制の導入を進める。

課 題	農業従事の態様等
過重労働からの解放	<ul style="list-style-type: none"> ・農繁期には、ファームサービス事業体の活用や、作業量に見合う雇用従事者を臨時的に雇い入れるなど、過重労働の防止に努める。また、単に労働力補完にとどまらず、作業の効率化の有効な手段として積極的に取り入れ、規模拡大と経営強化を図る。 ・省力化のための機械、装置等の整備を進める。
地域社会との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の実態に応じて地域内の他経営体へ労働力を供給し、地域内の労働需給バランスを図りながら所得の向上に努める。
健康でゆとりのあるライフスタイルの確立	<ul style="list-style-type: none"> ・農閑期の長期休暇による心身のリフレッシュや、ゆとりの創出等農家の良さを生かした楽しみとゆとりのある生活の実現を目指す。 ・地域特産物や自家生産物を活かして、豊かな食生活の実現に努める。

第4 効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する考え方、その他農用地の利用の改善に関する考え方

1 第1で示したような、効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する考え方及び農用地の面的な集積についての考え方は、次のとおりです。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
概ね 69 %	

○ 効率的かつ安定的な農業経営体に対する用地の面的集積についての考え方

農地が分散している状況にある中で、認定農業者等担い手の経営する農用地も分散傾向にあり、農用地の効率的な利用の阻害要因となっています。

このため、第2に掲げるこれら効率的かつ安定的な農業経営体に対し、農用地を面的に集積してその割合が高まるように努め、これらの経営体が農地を効率的に利用し得るよう目標としています。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

本市の農業は、第1に記すとおり、早期水稻を中心に施設野菜、果樹栽培が盛んであります。水田については、条件の良い農地では認定農業者等担い手への集積がみられるものの、それ以外の農地はあまり集積が進んでいないのが現状です。

また、市街地周辺地域では、転用期待による農地価格の高まりが見受けられる状況にあり、売買や貸借による認定農業者等担い手への集積は困難な状況にあります。

このような状況を背景として、認定農業者等担い手への農用地の利用の集積状況は、36.7%（令和2年3月末現在）にとどまっています。

以上を踏まえ、地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとします。

(1) 平坦部の富岡・見能林地区は、圃場整備された大規模な区画を利用した早場米の作付が中心となっているが、トンネル洋にんじん、ブロッコリー、オクラ、キャベツも増加傾向にあり、農業を主業とする規模拡大志向農家や農地所有適格法人も存在しています。

農用地の利用状況は、米価の下落等による小規模水稻農家の営農意欲の減退により、大規模農家と農地所有適格法人に集約が進んでいることから、今後も、大規模経営を行う中核農家及び農地所有適格法人の育成を図り農地の集積に努めます。

また、那賀川北岸の那賀川・羽ノ浦地区は、水稻のほか、きゅうり、いちご等の園芸

を組み合わせた複合経営が行われています。当該地域は、規模拡大を志向する認定農業者と集落営農の組織化を目指す特定農業団体等の育成を支援し、利用権の設定や農作業の受委託により農地の集積を進めていきます。

- (2) 中山間地域の北部・西部地区は、ハウスみかん、ハウスすだち、花き等の施設園芸が盛んです。しかし、近年の加温燃料の高騰と高齢化・後継者不足により離農が進んでいるのが現状です。当該地域においては、一部の担い手に集積を図るとともに、集落ぐるみで営農に取り組む農用地利用改善団体の組織化を進めます。
- (3) 南部地区では、地域の農業生産を担う集落営農組織が存在し、水稻、麦、ブロッコリーの作付が行われているほか、ハウスふき、ハウストマト等の施設園芸や畜産、養鶏も行われています。

当該地域においても、農産物の価格低迷等による生産意欲の減退と後継者不足による離農や放任園が見られ、今後においては、担い手等への集積を図るとともに、集落営農組織の経営の安定とファームサービス事業体の活動を支援していきます。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

1 市は、徳島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5章「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や、兼業化並びに高齢化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に鋭意取り組むものとします。

2 市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業の実施に努めます。

- (1) 利用権設定等促進事業
- (2) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (4) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- (5) 農業経営改善計画認定制度の推進
- (6) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

3 これらの各事業については、各地域の特性を踏まえつつそれぞれの地域で重点的・効果的に実施するものとします。

(1) 平坦部の富岡・見能林地区においては、県営圃場整備事業がほぼ完了しており、圃場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、担い手へ農地が面的に集積することが可能となるよう、利用権設定等促進事業を重点的に実施します。特に換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連坦的な条件下で効率的な生産が行えるよう努めます。

また、那賀川・羽ノ浦地区においても、担い手等への農地集積により農作物の団地

化を図るとともに農作業の受委託の推進に努めます。

- (2) 中山間地域の北部・西部および南部地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化することにより、担い手不足等が原因で増加傾向にある耕作放棄地の解消に努めます。また、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業についても積極的に推進します。加えて、農用地利用改善団体に対し特定農業法人制度についての啓発に努め、必要に応じ農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言等を行います。
- 各個別事業ごとには、次のとおりです。

4 利用権設定等促進に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれの定めるとおりです。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（ウ）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合における、その開発後の農用地を含む。）のすべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） その者が、農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（ウ） その者の農業経営に、主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（エ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等、特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化斡旋譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利

又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により、利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとします。

- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に掲げる場合において、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業、法第 7 条第 1 号に規定する特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによります。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号。以下、「令」という。）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとします。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと見込まれること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため、利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとします。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとします。
- ⑥ ①から④に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとします。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定等については、③に規定する農業協同組合法第 7 2 条の 1 0 第 1 項第 2 号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合

法人が、主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ相当であると認められる場合に限り行うものとします。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとします。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（令第6条第2号の地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）からの基本要綱に定められた様式第7号による開発事業計画を提出させるものとします。

② 市は、①の開発事業計画が提出された場合には、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めるものとします。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めるものとします。

② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとします。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めるものとします。

(5) 要請及び申出

① 阿南市農業委員会は、認定農業者で、利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができます。

② 市の土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条

第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付け地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に鋭意取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。
 - ④ 市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地中間管理機構は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
 - ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとします。
- (6) 農用地利用集積計画の作成
- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとします。
 - ② 市は、(5)の②から④の規定による農地中間管理機構、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとします。
 - ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができます。
 - ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等を行おうとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するよう努めるものとします。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとします。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法、その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合は、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項、又はその他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - （ア） 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ） 原状回復の費用の負担者
 - （ウ） 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ） 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに、(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得るものとします。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち、(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板へ

の掲示により公告するものとします。

(10) 公告の効果

市が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところにより、利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとします。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により、利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を、効率的に利用するように努めるものとします。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等、利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとします。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとします。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとします。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市の広報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による取消しをしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなすものとします。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地

中間管理事業の活用を図るものとし、農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、徳島県農業開発公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとし、

5 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とします。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとし、

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとし、

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとし、

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域の地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき、法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営強化基盤促進法の基本要綱（平成24年5月31日付24経第564号農林水産省経営局長通知）」様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができます。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定を行うものとし、

ア 農用地利用規程の内容が、基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が、認定農業者の農業経営の改善に資するものであ

ること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告するものとします。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用します。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有、利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等、又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は、当該団体の構成員から、その所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等農業経営基盤強化促進法施行令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができます。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとします。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等、及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定を行うものとします。

ア ②のイに掲げる目標が、(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積を行うものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等、又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等、若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について、農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなします。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う

農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に、利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができます。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度が、その周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとします。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が、農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めるものとします。

② 市は、(5)の①に規定する団体、又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業支援センター、農業委員会、農業協同組合、及び農地中間管理機構（徳島県農業開発公社）に対し指導、助言を求めたときは、阿南市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関団体の協力が得られるように努めるものとします。

6 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとします。

ア 農業協同組合、その他農業に係る団体による農作業受委託の斡旋の促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は担い手の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と、農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託の斡旋等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、市町村及び農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

7 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高度な技術を有した人材の育成に取り組みます。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が、幅広く、かつ、円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進します。

また、農業従事者の安定的な確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムの整備に努めます。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進します。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや阿南農業支援センター、農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き農地等に関する情報等）の提供を行います。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行います。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施します。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにします。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって徳島県農業大学校や阿南農業支援センター、農業委員、指導農業士、JAアグリあなん、JA東とくしま等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導や面接を行うことにより当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくりまします。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化します。

ウ 経営力の向上に向けた支援

簿記、記帳等の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施します。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と、農業経営改善計画作成への誘導、青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導きます。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し認定農業者へと誘導します。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については徳島県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては阿南農業支援センター、JA組織、本市認定農業者や指導農業士等、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組みを進めます。

9 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとします。

ア 市は、農業生産基盤整備を促進し、また地域農業拠点施設、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が、経営発展を図っていく上での条件整備を図るものとします。

イ 市は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努めます。

ウ 地域の土地利用の見直しを通して農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等、望ましい経営の営農展開に資するよう努めます。

エ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するように配慮するものとします。

(2) 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

① 阿南市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う公益財団法人徳島県農業開発公社との連携の下に、同公社の業務の一部を受託等することによって阿南市内での事業の実施の促進を図る。

② 阿南市、農業委員会、農協は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業支援センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1から第3で掲げた目標や指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進します。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、阿南市担い手育成総合支援協議会のもとで、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮するものとします。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとします。

附 則

- 1 この基本構想は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成10年7月24日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成12年5月2日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成13年3月15日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成19年3月27日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。
- 7 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和2年11月6日から施行する。

別紙 1 (第5の4の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとに、それぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は、畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して、農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・法第18条第3項第2号イ及びロに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は、生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を、農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため、利用権の設定等を受ける場合
・・・法第18条第3項第2号ロに掲げる要件
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ、対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を、農業用施設用地として利用するため、利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙 2 (第5の4(2)関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮するうえで、適切と認められる期間、その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて、3年とすることが相当でないとは認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が、当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに、当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとして毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により、利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額、その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目の如何を問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実</p>

担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。

4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。

この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。

施により、利用権の設定(又は移転)を受ける者が、当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
<p>Iの①に同じ。</p>	<p>1 作目等ごとに、農業経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>Iの③に同じ。この場合において、Iの③中の「借賃」とあるのは、「損益」と、「賃貸人」とあるのは、「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。</p>	<p>Iの④に同じ。</p>

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため、高額の対価により行う取引、その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに、所有権の移転を受ける者が、所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに、対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>